

社会福祉法人長泉町社会福祉協議会報酬及び費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人長泉町社会福祉協議会の役員、評議員、各種委員会等の構成員（以下「役員等」という。）に対する費用弁償に関して必要な事項を定めるものとする。

(報酬)

第2条 会長は1週間のうち2日勤務することとし、報酬は月額3万円とする。

2 監事の報酬は、定期監査1回につき1万5千円とする。

(費用弁償)

第3条 役員等が役員会、評議員会、各種委員会等に出席したときは、別表に掲げる費用弁償を支給する。

(旅費)

第4条 役員等がその職務を遂行するために旅行したときは、長泉町職員の旅費に関する条例に規定する行政職給料表6級の職務にある者の旅費に相当する額に準じて支給するものとする。

(委任)

第5条 この規程の施行に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規定は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この規定は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規定は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規定は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規定は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規定は、平成25年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

区 分		費用弁償（1日につき）
理事、評議員	下記以外の区域	1,500円
	上長窪、原分、三軒家、杉原、高田、竹原、本宿	1,800円
	元長窪、駿河平、八分平	2,000円

備考 費用弁償については、1日につき1回を限り支給する。